

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

平成 27 年 12 月 21 日

子どもの貧困対策会議決定

I はじめに

- 近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。
- 本年 8 月 28 日には、すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト（施策の方向性）」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」をとりまとめたところである。
- 今般、この施策の方向性を踏まえ、政府全体として更なる充実策を打ち出すため、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」をとりまとめ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するとともに、児童虐待防止対策の強化を図ることとする。

II ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、昭和 63 年から平成 23 年の 25 年間で母子世帯は 1.5 倍、父子世帯は 1.3 倍（母子世帯 84.9 万世帯→123.8 万世帯、父子世帯 17.3 万世帯→22.3 万世帯）となっている。また、母子世帯の 80.6%が就業しているが、そのうち 47.4%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は 181 万円、平均年間収入（母自身の収入）は 223 万円と低い水準にある。
- こうしたひとり親家庭等の自立に向けては、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届いていない
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要といった課題がある。
- このため、ひとり親家庭等の支援については、一般施策を最大限活用するとともに、一般施策とひとり親家庭向けの施策を適切に組み合わせて、
 - ・ 就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、子育て・生活支援、養育費の確保支援、経済的支援を含めた総合的な支援を行うこと
 - ・ 貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や子供の学習支援を行うこと
 - ・ 個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことが重要である。

1 支援につながる

- ひとり親家庭支援については、現在でも、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を柱とする様々な支援策が講じられている。

しかし、現在は、①どこの窓口でどのような支援が受けられるかがひとり親家庭に知られておらず、支援策が必ずしも十分に活用されていない、②ひとり親は複数の困難な事情を抱えている方が多いが、個々の家庭の抱える課題に対応し適切な支援に導けるような質の高い相談が十分になされていない、といった課題がある。

- このため、支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、窓口における相談支援の水準の向上を図り、個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことが求められている。

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整える。

- 支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるようにするには、ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めることが重要であるため、ひとり親家庭の相談窓口の愛称・ロゴマークを設定する。

- 個々のひとり親家庭の抱える課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示す「ひとり親家庭支援ナビ」を平成28年度から配布し、相談窓口へのアクセスの向上を図る。この支援ナビは、転入届時や児童扶養手当の現況届時（毎年8月）に配布し、広く相談窓口の周知を図る。

- これに加え、子供の未来応援国民運動ホームページの支援情報ポータルサイトにおいて、ひとり親家庭の子どもやその保護者等がパソコン・スマートフォン・携帯電話を利用し、受けたい支援を入力すれば地域の相談窓口を検索し、窓口に来所することができるような仕組みを充実する。また、子供の未来応援国民運動ホームページでは、先進的な取組を行っている自治体の好事例を幅広く周知して、各自治体の支援の取組を促すため、全国の自治体のひとり親支援情報を始めとした子どもの貧困対策を「見える化」する。

- 自治体の相談窓口に来所したひとり親や、支援情報ポータルサイトを經由してメールで自治体にアクセスしたひとり親の携帯メールアドレスを登録し、定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約の受付等を行う双方向型支援の仕組みを構築する。

- 毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。これにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的に

フォローすることを可能とする。

- また、そもそも多くの悩みや困難を抱えているひとり親家庭はなかなか相談窓口まで来られないことから、潜在的な支援ニーズの把握に努めるとともに、どこの窓口で受けた相談であっても、確実に必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化を図る。

② 自治体の窓口における相談の水準の向上

- ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるようにするため、平成 27 年度内に、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発するとともに、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成し、母子・父子自立支援員等への周知を図る。また、母子・父子自立支援員の全国研修会において、アセスメントシートや活動マニュアルの活用方法を周知することにより、研修の一層の充実を図る。

③ 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

- 対象者の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策を組み合わせ、より効果的な支援を行うため、支援相談の窓口が連携した好事例の収集等を行い、共有する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間 150 万件とする（平成 25 年度 75 万件）（①～③共通）

2 生活を応援

- ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っており、生活面や経済面で様々な困難を抱えているケースが多い。このため、個々の事情に寄り添った、きめ細かな支援を行う必要がある。

① 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

- ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。

(K P I)

- ・ 可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ 50 万人分提供する。

② 児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
 - ※ 収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
 - ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
 - ※ 平成29年4月から加算額に物価スライドを適用（第1子分と同じ取扱）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

③ 養育費の確保支援

- 離婚前における養育費の取決めを促すため、地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援するとともに、地方自治体、民間団体などの関係機関による養育費確保支援のネットワークを構築する。
- 養育費及び面会交流の取り決め促進に効果的な取組を、地方自治体に情報提供する。
- 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書交付時に同時に交付する等の取組を行う。パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）を分かりやすく記載する。
- 債務名義を有する債権者等が強制執行の申し立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、弁護士による養育費相談を全ての都道府県・政令市・中核市（112箇所）で実施する。
- ・ 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書の同時交付等の取組を、全市町村で実施する。
- ・ 離婚届書のチェック欄（養育費の分担について「取決めをしている」との欄）にチェックするものの割合を70%にする。

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- ひとり親家庭について、生活の維持のために必要な費用、知識技能の習得に必要な費用等に充てるための母子父子寡婦福祉資金貸付金について、返済の負担に配慮し、保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げる。
 - ・ 年利1.5%（現行）→1.0%

⑤ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

- 年収約 360 万円未満世帯の保育料について、子どもの人数計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を実施する。
- 年収約 360 万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第 1 子半額、第 2 子以降無償化を実施する。

⑥ 日常生活支援事業の充実

- ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、低料金で支援員（ヘルパー）を派遣し、児童の世話や生活援助を行っているひとり親家庭等日常生活支援事業について、安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。
- また、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を終了した者も対象とするよう緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図る。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間 1 万人とする(平成 25 年度利用者数 4,608 人)。

⑦ ショートステイ・トワイライトステイの充実

- ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するために、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）の充実を図る。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、ショートステイの利用者数を年間延べ 16 万人（平成 26 年度見込延べ 7 万人）、トワイライトステイの利用者数を年間延べ 14 万人（平成 26 年度見込延べ 5 万人）とする。

⑧ 母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

- 母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までにひとり親家庭の支援拠点として活用されている母子生活支援施設を 100 施設とする。

⑨ 児童家庭支援センターの相談機能の強化

- ひとり親世帯等に対する相談・援助の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置数を拡大する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに児童家庭支援センターの箇所数を 340 カ所とする。(平成 26 年度 104 カ所)

⑩ 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

- 生活困窮世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を阻害されることがないように、教育支援資金（生活福祉資金）の貸付上限額の引き上げなどの拡充を図る。
 - ・ 教育支援費 大学の場合：月額 65,000 円（現行） → 97,500 円
 - ・ 延滞利息の引き下げ：年 10.75%（現行） → 年 5%

⑪ 沖縄における居場所づくりと支援員の配置

- 全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた居場所づくりや支援員の配置を、モデル的・集中的に実施する。

3 学びを応援

- 貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や学習支援により、ひとり親家庭の子供が、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保するとともに、親の学び直しを支援することも必要である。
- また、全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図ることや、ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境の整備を図ることが必要である。

① 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減

- 多子世帯・低所得世帯の負担軽減等、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。

- 就学援助制度の周知方法や認定基準等を一覧できる「就学援助ポータルサイト」の整備により、必要な家庭が就学援助を受けられるよう、各市町村のきめ細やかな広報等を促進する。
- フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援の在り方等に関するモデル事業を実施し、総合的な検討を進める。
- 高校生等奨学給付金について、学年進行で着実に事業を実施し、非課税世帯の給付額の増額を図る。
- 大学等奨学金事業について、無利子奨学金の貸与人員を増員し、「有利子から無利子へ」の流れを加速させるとともに「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた検討を進める。また、ひとり親家庭・多子世帯に対し、重点的な支援を行う。
- 各大学等における授業料減免への支援を充実させる。
- 専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、効果的な支援の在り方等に関する実証研究を行う。

(KPI)

- ・ 理想の子供数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合（60.4%（平成22年）、理想の子供数が3人以上の方の場合は71.1%）を低下させる。
- ・ 子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合（39.1%（平成24年度））を低下させる。
- ・ 入学時や進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合（入学時61.0%、進級時61.9%（平成26年度））を高める。
- ・ 高校生等奨学給付金事業について、高校生等における経済的理由による中途退学者数を減少させる。
- ・ 大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）について、日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、無利子奨学金の貸与を認められた者の割合を上げる。

② 生活困窮世帯等の子どもの学習支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業において、高校生に対する中退防止の取組強化を行うとともに、支援が必要な子どもに支援が届くよう、家庭訪問の取組を強化する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を年間3万人（実人数）に提供する。

③ ひとり親家庭の子どもの学習支援

- 平成 27 年度からひとり親家庭の親を対象に実施している高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（※）について、平成 28 年度から事業の対象にひとり親家庭の子どもを追加する。

※合格のための講座の受講費用の 6 割（上限 15 万円）を支給。

④ 学習が遅れがちな子供やさらに学びを深めたい子供を対象とした学習支援

- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、大学生や元教員等地域住民の協力や I C T の活用等による、原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、平成 28 年度から新たに高校生へ対象を広げる。
- I C T 関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動への I C T 活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」を構築し、地域未来塾における取組も含め、I C T を活用して、小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。

(K P I)

- ・ 可能な限り早期に「地域未来塾」を 5,000 中学校区で実施する。

⑤ ひとり親への生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」を新たに実施する。
- また、ひとり親家庭等生活支援事業については、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、家計管理等の講習会等の参加者数を年間延べ 2 万人とする。
- ・ 平成 31 年度までに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用者数を年間 5 千人とする。（平成 27 年度より新規開始事業のため、実績なし）

⑥ 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

- 生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する（平成 27 年 10 月から実施）。
- また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

⑦ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- 「チームとしての学校」の観点から、子供やその家庭が抱える問題へ対応するべく、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備や、貧困対策のための重点加配等、配置の拡充を行うとともに、スクールカウンセラーについても、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充する。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置する。
- ・ 平成31年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283チーム）を増加させる。

⑧ 教育環境等の整備

- 家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。
- 義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学について、設置促進を図る。
- 公立高等学校等では、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフの配置充実のための支援を実施するとともに、定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する高等学校への支援を実施する。
- コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進する。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備する。
- 全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実させる。
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、生活習慣や自立的行動習慣の定着のための「生活・自立支援キャンプ」、体験活動等への参加にかかる経済的負担を軽減する「子どもゆめ基金」による支援、学生生活を経済的に支援する「学生サポーター制度」による支援を実施する。

(K P I)

- ・ 貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する。
- ・ 全ての都道府県に夜間中学を設置する。
- ・ 第2期教育振興基本計画期間中に、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大する。
- ・ 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する。
- ・ 平成31年度までに、公立小学校区（2万か所）で厚生労働省の放課後児童クラブと一体的又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施する。
- ・ 青少年の「自立する」力応援プロジェクトについて、アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る。

4. 仕事を応援

- ひとり親家庭の支援としては、まずは就業による自立に向けた就業支援が重要である。
- ひとり親家庭の親の就業率は高いが、就業しても収入は低い傾向にあるため、パートや派遣などの非正規雇用から、収入の高い安定した仕事につなげる支援が必要である。
- また、安定した就労につながるよう、親の資格取得に向けた支援も必要である。

① 就職に有利な資格の取得支援

○ 高等職業訓練促進給付金の充実

ひとり親家庭の親が、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実する。

- ・ 支給期間の上限の延長
2年→3年（養成期間が3年以上の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
- ・ 対象資格の拡大
2年以上修学する資格→1年以上修学する資格
（調理師や製菓衛生師も新たに対象に。）
- ・ 通信制の利用要件の緩和
仕事をしながら資格取得を目指す場合などにも、通信制を利用可とする。

(K P I)

- ・ 高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上とする。（平成25年度90.5%）

○ 高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

ひとり親家庭の親が、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

- ・養成機関への入学時に、入学準備金として 50 万円を貸付
 - ・養成機関を修了し、かつ、資格を取得した時に、就職準備金として 20 万円を貸付
- ※無利子（保証人がいない場合は有利子）
※貸付を受けた者が、養成機関卒業から 1 年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5 年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除。

○ 自立支援教育訓練給付金の充実

地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金を充実する。

- ・訓練受講費用の 2 割（上限 10 万円）を助成 → 6 割（上限 20 万円）を助成

② ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン～

- 児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する 8 月に、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」として、地方自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置や、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合には、常設窓口への誘導を強化する。また、周知用のチラシを地方自治体からの郵送物に同封してもらう等、地方自治体と連携した周知の強化を図る。（平成 27 年度よりキャンペーンとして実施）
- マザーズハローワークへのひとり親の就職支援担当の専門相談員の新規配置や、地方公共団体やひとり親支援を行う NPO 法人等の関係機関と連携した支援により取組を強化する。また、ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導・あっせん機能を強化するため、職業訓練担当の専門相談員を新規配置する。
- ひとり親について、試用雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とするとともに、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

（K P I）

- ・ ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数を前年度以上とする。（平成 26 年度 38,774 件）

③ ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発施策の推進

- 育児等に配慮した職業訓練を実施するため、求職者支援制度において、託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コースの新設を検討するとともに、より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを創設する。
※既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充する。
- 子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、公的職業訓練におけるEラーニングを試行実施する。
- 専門実践教育訓練において、ひとり親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化（平成 27 年 10 月）し、対象となる講座を拡充する。
- ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、求職活動、職業能力開発等の各場面において活用する。
- ひとり親を含めた求職者等に対し、ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増することを目指す。
- ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進する。
- 自治体のひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施する。

④ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

- 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。

⑤ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実

- 多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、就業自立を支援する。
- 平成 28 年度からは、就業自立等、当初の目標を達成した後も、アフターケア（月に 1 回の面談の実施など）を実施し、就業後の生活状況や再支援の必要性を確認し、ひとり親の自立を支援する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに母子父子自立支援プログラムの策定件数を 1 万件とする（平成 25 年度 7,175 件）。

5. 住まいを応援

① 公的賃貸住宅等における子育て世帯の居住の安定の確保

- 公的賃貸住宅団地における子育て支援施設等の併設による福祉拠点化を推進する。
- 公営住宅において、ひとり親世帯や多子世帯等の特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的な取扱いを行う。また、公営住宅の家賃設定等の基礎となる入居者の収入の算定において、入居者が非婚の母（父）の場合も寡婦（寡夫）控除の対象とする（平成 28 年 10 月から実施）。
- UR 賃貸住宅において、子育て世帯への家賃減額を引き続き実施する。また、子育て世帯とそれを支援する世帯が近居する場合の家賃減額措置を拡充する。
- 子育て世帯等の居住の用に供する良好な賃貸住宅を供給する地域優良賃貸住宅制度において、整備・家賃低廉化費用について国と地方公共団体が協力して支援する。また、平成 28 年度からひとり親世帯・多子世帯への支援の拡充を行う。

② ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

- ひとり親家庭の住居の確保を支援するため、民間賃貸事業者の団体と連携し、空き家を活用してひとり親家庭向けの賃貸住宅を供給する場合に、住戸部分の改善工事費やキッズスペースへの改修工事費を支援するなど、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

③ 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

- 子供の未来応援運動国民運動ホームページにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策や I ターン・U ターンの取組について情報提供するとともに、ひとり親家庭支援の情報を掲載する。
- 全国のしごとや住まいなどの移住関連情報をワンストップで提供する窓口「移住・交流情報ガーデン」や、これらの情報を一元的に集約したポータルサイトである「全国移住ナビ」を活用し、子育てや生活環境等の移住に必要な情報の提供を行う。
- ひとり親家庭の移住を促進する自治体に対して、地方創生に関する「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（27 年度）」や「新型交付金（28 年度）」の活用を促すことにより、ひとり親家庭のニーズに沿った移住促進策を実施できるよう支援する。

④ 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

(K P I)

- ・平成31年度までに、住居確保給付金の受給者の常用就職率（利用者が受給中に常用就職する割合）を70%とする。

6. 社会全体で応援

① 子供の未来応援国民運動の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備する。既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。また、民間団体等の支援情報も順次追加を図り、情報量を充実させる。
- マッチングサイトにより企業等の提供リソースとNPO等が抱えているニーズのマッチングを図るとともに、地域における交流・連携事業を展開すること等により、国、自治体、民間の企業・団体等による応援ネットワークの形成を目指す。
- 子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるという考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」、子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを地域の支援スタッフが提供する「子供の生きる力を育むモデル拠点事業」を行うこととする。

② 子供の未来応援地域ネットワークの形成

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設する。

Ⅲ 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策を更に強化する。

1 児童虐待の発生予防

- 児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は増加の一途を辿り、死亡事例の4割強が0歳児であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁滅する。

① 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターを法定化し、同センターを核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図る。
- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、法律において明確化する。
- 支援を要すると思われる妊婦を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。
- 施設（助産所、産科医療機関、母子生活支援施設等）を活用した妊婦への幅広い支援の在り方について、関係者の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討する。

(KPI)

- ・ 平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。(平成27年度150市町村)

② 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

- 不安定な生活など、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を強化するため、乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施する。養育支援訪問事業についても、全ての市町村において実施することを目指す。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。
- 低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル（189）について、更なる周知を行う。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、全ての市町村において、乳児家庭全戸訪問事業を実施する。(平成25年度1,660市町村(95.3%))
- ・ 平成31年度までに、全ての市町村において、養育支援訪問事業を実施することを目指す。

(平成 25 年度 1,225 市町村 (70.3%))

- ・ 平成 31 年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等 (283 チーム) を増加させる。

2 発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

① 児童相談所の体制整備

- 児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するため、「児童相談所体制強化プラン」(仮称)を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利を擁護する観点等からの弁護士を活用等を行う。

② 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 地域の関係機関等が連携して適切に対応するため、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底する。
- 要保護児童対策地域協議会が十分に機能を果たすため、要保護児童対策調整機関における児童福祉司たる資格を有する者等の専門職の配置を拡大する。
- 要保護児童対策地域協議会をより効率的に運営し、児童の置かれている状況に応じた手厚い支援を行うため、要保護児童対策調整機関による次のような運用を促進する。
 - ・ 必要に応じて、関係機関が連携して支援等を行う児童か、まずは利用者支援事業等の利用を促す児童かを判断する。
 - ・ 関係機関等の協議に時間を要する場合に、必要に応じて、参加する 1 つの機関を主たる支援機関とする。

(KPI)

- ・ 可能な限り早期に、全ての要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等を配置する。(平成 25 年度 1,276 市町村 (74.1%))

③ 関係機関における早期発見と適切な初期対応

- 学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置を充実するとともに、これらの外部の専門家や教職員に対する児童虐待を含めた研修を充実する。
- 医療機関において被虐待児童を早期に発見するとともに、被虐待児童やその保護者への対応を適切に行うため、医療従事者に対する研修や要保護児童対策地域協議会への参加を促進する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500 校）に配置する。

④ 児童相談所等における迅速・的確な対応

- 児童虐待の防止等に必要であるとして児童相談所や市町村から児童やその保護者の心身の状況等に関する資料等の提供を求められた場合に、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料等を提供できるものとする。
- 虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保するため、臨検・捜索手続を簡素化し、都道府県は、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、職員を児童の住所に臨検させ、児童を捜索させることを可能とする。
- 児童虐待に関する地域のデータベースや統計調査の整備について、早急に対応を行う。
- 都道府県や児童相談所による措置への司法の関与の在り方の見直しについて、早急に検討する。

⑤ 適切な環境における児童への対応

- 里親等への一時保護委託を推進するとともに、一時保護所についても必要な環境改善や量的拡大を図る。また、一時保護所について第三者評価の仕組みを設ける。
- 児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接を実施するなど被虐待児童の心理的負担に配慮した試行的取組を実施する。
- 心理的問題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設について、未設置の地域における整備を推進するとともに、通所指導の活用を促進する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、情緒障害児短期治療施設の箇所数を 47 カ所とする。（平成 26 年度 38 カ所）

3 被虐待児童への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、18 歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

① 親子関係再構築の支援

- 親子関係再構築を円滑に進め、児童の家庭復帰後の再度の虐待発生を防止するため、施設入所等措置の解除等に当たって、児童相談所が委託した NPO 法人等による助言・カウンセリングや、市町村、児童相談所、児童養護施設、NPO 法人等の連携した対応

による定期的な安全確認、相談・支援等を実施する。

② 里親委託の推進

- 里親等委託優先の原則を徹底するため、都道府県の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けるとともに、社会福祉法人、NPO法人等への委託を推進する。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び乳幼児健康診査について、里親家庭も対象であることを明確化する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、里親等委託率を 22%とする。(平成 26 年度 16.5%)

③ 養子縁組の推進

- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿への登録等を定める。
- 養子縁組の申し立て前から成立後のアフターケアまで、一貫した相談支援が重要であることから、児童相談所の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- 育児・介護休業法上の育児休業等の対象に、養子縁組里親に委託された者等を加える。

④ 施設入所等児童への自立支援

- 児童や保護者に対する相談・援助の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置数を拡大する。
- 施設入所等児童に対する効果的な自立支援のための職員を配置すること等により、専門的支援を行う。
- 児童養護施設等を退所した児童等の着実な自立を支援するため、自立援助ホームの支援対象者について、22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある大学等就学者まで拡大することを目指す。
- 児童養護施設等を退所した児童等に対し、相談・支援等を行う退所児童アフターケア事業の実施地域を拡大するとともに、家賃相当額や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築くための自立支援資金貸付事業を創設する。
- 18 歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方について、関係者の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、児童家庭支援センターの箇所数を 340 カ所とする。(平成 26 年度 104 カ所)
- ・ 平成 31 年度までに、自立援助ホームの箇所数を 190 カ所とする。(平成 26 年度 118 カ所)

IV おわりに

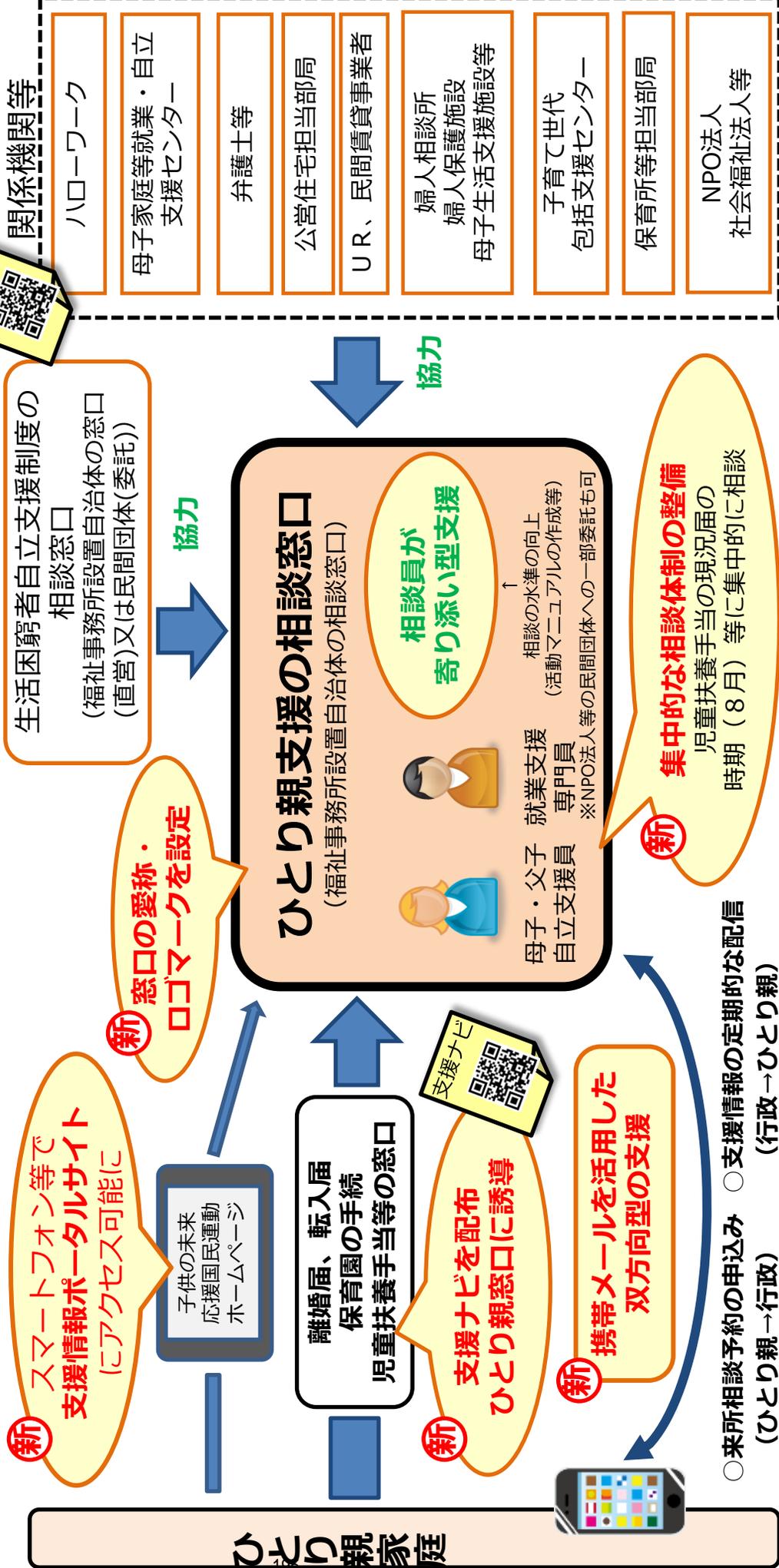
- 子どもの最善の利益のためには、社会全体で子どもを健全に育成することが重要である。政府としては、上記の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、平成 28 年通常国会に、児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正案の提出を目指す。
- 施策の実施に当たっては、子どもへの支援は、社会全体で取り組むことが重要との認識の下、官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用する。
- また、既に、行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法が行われている。こうした取組をはじめとした先駆的な取組を幅広く参考とし、本分野での効果的な取組手法の検討・導入を目指していく。

ひとり親家庭・多子世帯等 自立応援プロジェクト (参考資料)

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援につながる

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



○ 来所相談予約の申込み ○ 支援情報の定期的な配信 (ひとり親→行政) (行政→ひとり親)

※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

自治体の窓口における相談の水準の向上

概要

ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるよう、自治体の窓口における相談の水準の向上を図る。

対応

- (1) 相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発し、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成（平成27年度～）
- (2) 母子・父子自立支援員等に対する研修の充実（平成28年度～）
（全国研修におけるアセスメントシートや活動マニュアルの活用方法の周知）

母子・父子自立支援員相談実績（平成25年度）

	生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活 援助	再掲		その他	合計
		うち 就労	うち 配偶者等の 暴力	うち 養育費			うち 母子寡婦 福祉資金	うち 児童扶養手当		
母子 寡婦	201,130	71,821	15,084	7,132	70,648	440,570	291,671	92,135	22,693	735,041
	27.4%	9.8%	2.1%	1.0%	9.6%	59.9%	39.7%	12.5%	3.1%	100.0%
父子	3,826	735	78	147	2,665	5,790	—	4,019	292	12,573
	30.4%	5.8%	0.6%	1.2%	21.2%	46.1%	—	32.0%	2.3%	100.0%
合計	204,956	72,556	15,162	7,279	73,313	446,360	291,671	96,154	22,985	747,614
	27.4%	9.7%	2.0%	1.0%	9.8%	59.7%	39.0%	12.9%	3.1%	100.0%

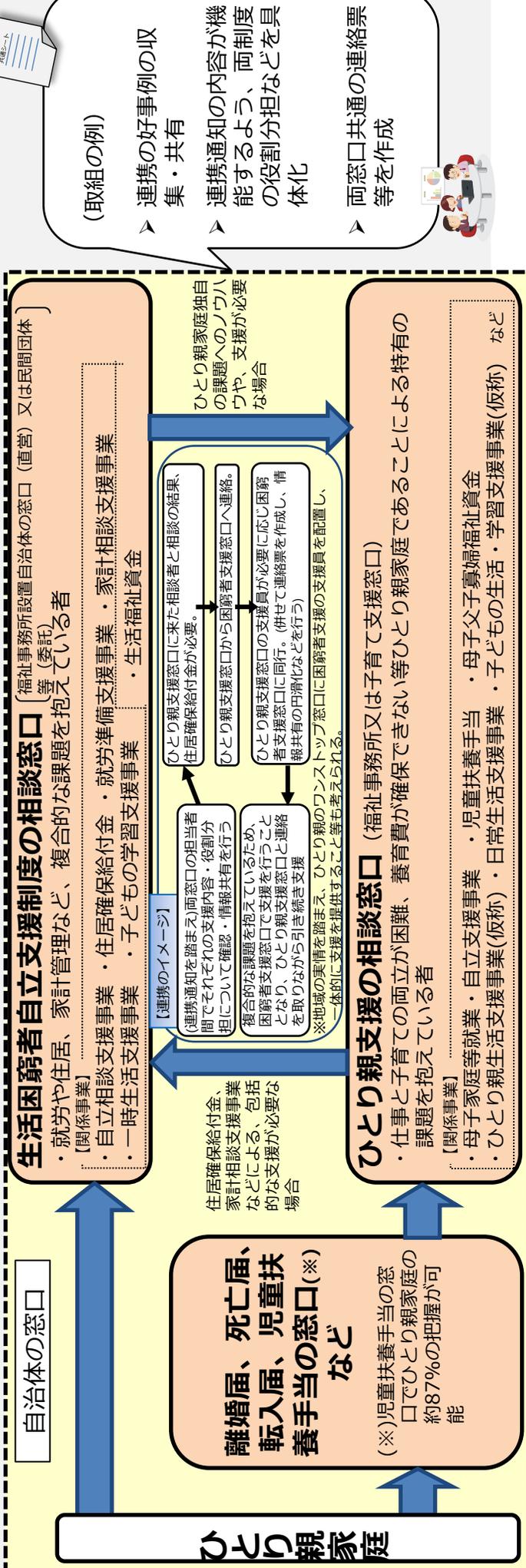
生活困窮者自立支援制度の着実な実施と ひとり親施策との連携の推進

支援につながる

- ひとり親施策の窓口が十分に認知されていない。また、生活困窮者自立支援法は今年4月に施行されたばかりで、引き続き周知が必要。
- 対象者の状況に応じて生活困窮者自立支援制度、ひとり親施策それぞれの施策を組み合わせ、より効果的な支援が必要。
- このため、生活困窮者自立支援相談事業とひとり親施策の相談窓口とのさらなる連携が必要。
※連携に係る通知を発出したところであるが、それぞれ各地域で実際に機能するようにする必要がある。



- ひとり親家庭の状況に応じたさまざまな端緒から適切な支援につなげる具体的な流れを構築する。
- 連携通知の内容が機能するよう、それぞれの制度の役割分担の明確化などを行い、自治体での取組の具体化につなげる。
- 生活困窮者自立支援制度は施行後間もなく、実践の蓄積が求められることから、ひとり親施策の窓口と生活困窮者自立支援相談の窓口が連携した好事例を収集し共有する。



子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館・公民館・公民館や民家等において、事業を実施する。

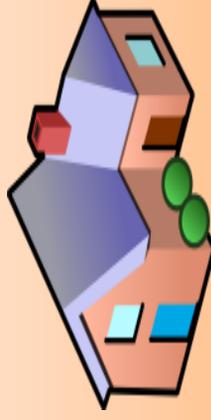
<イメージ>

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)



<実施場所>

児童館、公民館、民家等



<支援の内容(例)>

学習支援



遊び等の諸活動



調理実習



食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

児童扶養手当の機能の充実

現状

- 【支給対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）
- 【手当月額】 児童1人の場合 全部支給：42,000円 一部支給：41,990円から9,910円まで
児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算
- 【所得制限】 本人：全部支給（2人世帯）130万円 一部支給（2人世帯）365万円
扶養義務者（注）（6人世帯）610万円 （注）生計を同じくする祖父母など

課題

○ひとり親の生活の安定と自立の促進の観点から、児童扶養手当のあり方について検討が必要。

対応

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
- ※ 収入に応じて支給額を減らし、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
- ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
- ※ 平成29年4月から加算額に物価スライドを適用（第1子分と同じ取扱）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

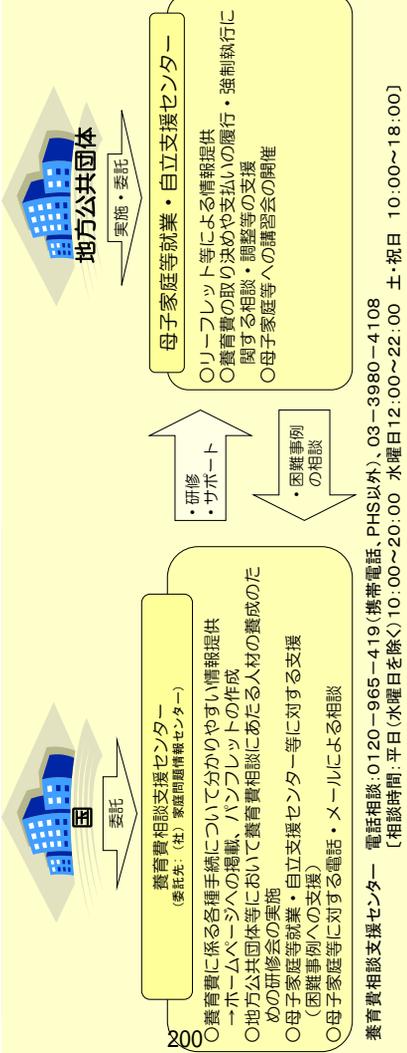
養育費の相談支援の強化

現状

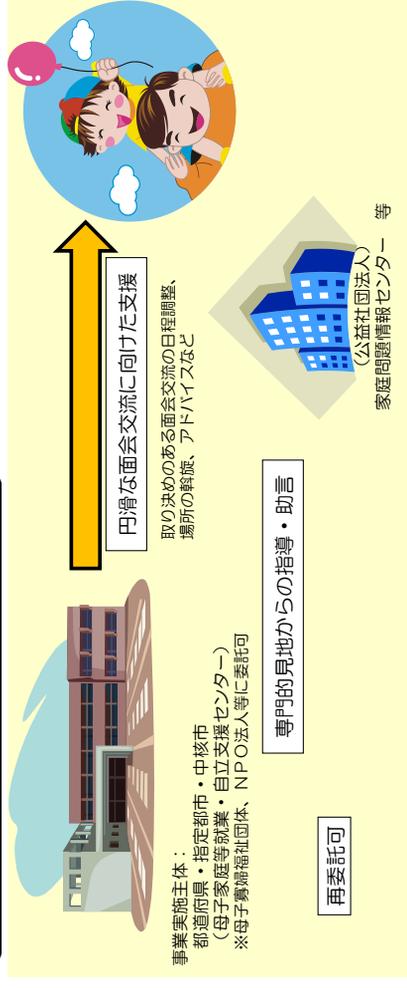
○養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センターを設置し、養育費相談支援センターを設け、取決め的重要性等に関する普及啓発、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援等を実施。また、地方公共団体においても、専門知識を有する相談員を配置し、相談に対応。

○面会交流については、面会交流の取り決めがあり、父母間で合意がある児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者を対象に、面会交流の支援を行うための活動費を補助。

養育費相談支援センター事業



面会交流支援事業



課題

- 養育費の取決めが適切になされるよう、離婚当事者に対して離婚前に周知啓発や相談支援を行うことが必要。
- 面会交流の意義や課題を離婚当事者や支援者が認識した上で、面会交流の取決めが行われ、適切に実施されることが必要。

対応

- 地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援するとともに、地方自治体、民間団体などの関係機関による養育費確保支援のネットワークを構築する。
- 養育費及び面会交流の取決め促進に効果的な取組を地方自治体に情報提供する。

パンフレット・合意書ひな形の作成 及び離婚届書との同時交付等

概要

- 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット^(注)と養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形を作成する。
 - これらの書類を離婚届書と一緒に当事者に交付する。
- (注) パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）を分かりやすく記載する。
- ※ さらに、関係府省や地方公共団体と連携して、これらの取組の効果を更に高めることができないかを検討する。
 - ※ 離婚後共同親権制度の導入の可能性については、引き続き検討する。

これまでの取組

- 平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示された（民法第766条第1項）。
- 離婚届書に養育費の取決めの有無をチェックする欄を追加。
- ・ 離婚届書に養育費についての「取決めをしている」にチェックがされたものの割合は、約10%上昇したが、60%を少し超えたところで頭打ち^(注)。
- ・ 養育費の取決めがされていない原因としては、養育費の分担に関する法的な知識が不足している場合、DV等が原因で相手と関わりたくなないと考えている場合等があると考えられる。

(注) 養育費の分担について「取決めをしている」にチェックが付されたものの割合

H24.4	～ H24.6	49%	H25.4	～ H25.6	59%	H26.4	～ H26.6	61%
H24.7	～ H24.9	55%	H25.7	～ H25.9	60%	H26.7	～ H26.9	61%
H24.10	～ H24.12	58%	H25.10	～ H25.12	61%	H26.10	～ H26.12	62%
H25.1	～ H25.3	60%	H26.1	～ H26.3	62%	H27.1	～ H27.3	62%

養育費の取決めを促進するための施策を更に検討する必要がある。

財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正 (中期的課題)

生活を応援

概要

債務名義を有する債権者等が、強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報をより得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

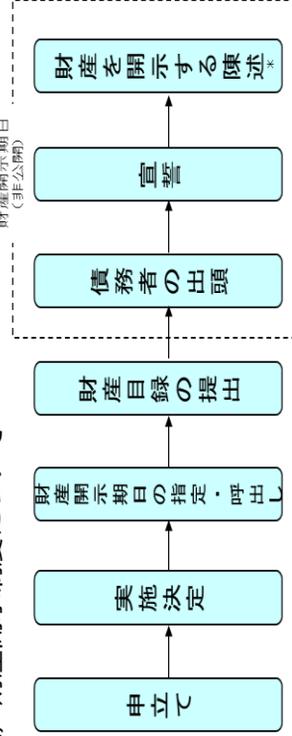
これまでの取組

平成15年の民事執行法改正の内容

- 養育費については、その一部が不履行となっていれば、まだ支払期限が到来していない部分（将来分）についても、一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができる旨の特例が設けられた。
- 民事執行法では、標準的な世帯の必要生計費を考慮して、給料等については、その4分の3に相当する部分を差し押さえることではできないこととされており、養育費の支払を求めるときに給料等を差し押さえる場合には、差押えをすることができない範囲を4分の3から2分の1に縮小する旨の特例が設けられた。
- 勝訴判決等の債務名義を得た債権者が債務者の財産に関する情報を得ることができるよう、財産開示制度（注）が創設された。
- ・ 財産開示制度に対しては、その導入後約10年を経過した現在、財産開示手続を実施するための要件が厳格すぎる、債務者が財産開示手続の期日に裁判所に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合などの制裁が弱く手続の実効性が乏しい等の批判がある。
- ・ 財産開示制度のみでは不十分であり、金融機関に対し債務者の預金の有無及び預金額の照会をすることができ第三者照会の制度を新たに導入すべきとの意見もある。

養育費の履行を確保するための施策を更に検討する必要がある。

(注) 財産開示制度について



財産開示の申立て件数(全国)

財産開示 (新案件数)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全地域総数	789	663	884	893	1,207	1,124	1,085	979

* 虚偽の陳述等に対し、過料の制裁が科せられる。
・ 申立人は、期日に出頭し、債務者に対し、質問をすることができる。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

現状

- 生活の維持のために必要な費用、子供の進学等に必要なる費用等に充てるための資金を貸付
- 返済の負担に配慮し、子供の進学等に要する費用の貸付は無利子で長期の返済期間（20年以内）を設定。（他の資金は保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年利1.5%、返済期間は一定の据置期間の後、3年～20年に設定）

貸付金の種類（計12種類）

- 【子供の進学等に要する資金】
修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金
- 【生活のための資金】 生活資金
- 【親の就業等に関する資金】
技能習得資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金
- 【その他生活に関連する資金】
医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

貸付実績（平成25年度）

- ・母子福祉資金貸付金 207億3717万円（41282件）
 - ・寡婦福祉資金貸付金 5億8882万円（989件）
- ※約9割が子供の進学等に要する資金の貸付
（注）父子福祉資金貸付金は平成26年10月創設

課題

- 貸付金制度について、ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとする必要がある。

対応

※平成28年4月から実施

- 返済の負担に配慮し、ひとり親家庭に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を以下のとおり引き下げる。
 - ・年利1.5%→1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

現状と課題

- 就労家庭が保育所等を利用しやすい環境を実現する。
- 多子世帯は、特にその保育料負担を支援する必要がある。

対応

- 年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。
- 年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

※多子世帯の場合の例示

(現行)

〔対象外〕		小学校 3年生	保育料 満額
第1子の 扱い	(5歳)		保育料 半額
	(4歳)		
	(3歳)		
第2子の 扱い	(2歳)		保育料 半額
	(1歳)		
	(0歳)		

※小1以上はカウントしない

(改正)

〔対象 第1子扱い〕		小学校 3年生	保育料 半額
第2子	(5歳)		保育料 半額
	(4歳)		
	(3歳)		
第3子	(2歳)		無償
	(1歳)		
	(0歳)		

※多子計算に係る年齢制限を撤廃

日常生活支援事業の充実

現状

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった際に、低料金でヘルパーを派遣し、児童の世話や生活援助を行う。

課題

- 定期的な利用は本事業の対象外としており、利用者から使いにいくとの指摘がある。
- ひとり親家庭に派遣する支援員（ヘルパー）の確保が困難との指摘がある。

＜利用料（1時間当たり）＞

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円



対応

※平成28年4月から実施

- 安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、**未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。**
- **ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を終了した者も対象とするよう緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図る。**

シヨートステイ・トワイライトステイの充実

現状

○ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（シヨートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。（ひとり親家庭以外の利用も可能）

短期入所生活援助（シヨートステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	614か所	651か所	671か所	678か所

夜間養護等（トワイライトステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	329か所	354か所	358か所	364か所

課題

- ひとり親家庭において、仕事と子育ての両立を図るためには、夜間・休日などに子供を預かる子育て支援サービスの充実が必要。



対応

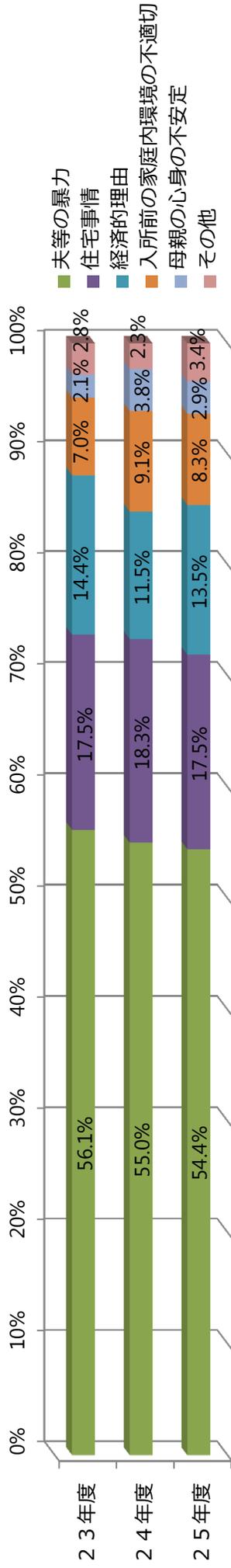
- シヨートステイ・トワイライトステイの利用の拡大を図る。
- 子どもの生活・学習支援事業に関する取組との連携など、好事例を示しつつ、積極的な活用を自治体に求める。

母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

生活を応援

現状

- 母子生活支援施設は、母子家庭の母及び子を入所させて保護し、自立に向け、生活を支援する施設。施設数は247か所で、3542世帯が利用（平成26年10月時点。定員は4936世帯）
- 居室、集会・学習室等があり、母子支援員、保育士、少年指導員、調理員等、嘱託医が配置。
- DV被害を理由とする入所が5割を超えており、住宅事情や経済的理由による入所も約3割を占める。



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「社会的養護の現況に関する調査」（※平成25年度）

課題

- DV被害者の入所が約半数を占め、虐待児の増加も見られることから、自立を支援するための機能・役割の充実・強化が必要。
- 関係機関との連携を強化し、母子の抱える課題や状況の違いを理解した、早期・集中的な支援を実施していくことが必要。
- 母子生活支援施設が有する機能を活用し、地域の支援拠点として活用していくことが必要。

対応

- 母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用。
 - ・親の生活支援事業の実施
 - ・子どもの生活・学習支援事業の実施
 - ・就業支援専門員の配置
 - ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
 - ・母子・父子自立支援員等の関係者との情報共有



児童家庭支援センターの相談機能の強化

現状

- 児童家庭支援センターは、以下のような子どもたちの養育全般にわたる相談対応業務を担う重要な機関
 - ① 地域・家庭からの相談対応 ② 市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助の実施
 - ③ 都道府県又は児童相談所からの受託による指導 ④ 里親等への支援 ⑤ 関係機関との連携・連絡調整

【設置か所数の推移】

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置か所数	82	87	92	98	104

課題

- 子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じることによって、役割が不明瞭となっている。
- 継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。

対応

- 相談・援助体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を拡大する。
- 児童家庭支援センターにおける相談・援助機能の強化を図る。



生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

現状

○困難を抱える世帯に対する子どもへの進学費用の公的な経済的支援は、奨学金、国の教育ローン、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金などの制度により実施されている。

課題

○教育支援資金（生活福祉資金）については、主として他の貸付制度（ひとり親を対象とした母子父子寡婦福祉資金貸付金など）を利用できない低所得世帯（二人親で多子の貧困世帯）への支援という役割を担っているところであるが、そうした世帯の子どもが授業料等の多寡により進学先の選択肢を狭める等、経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要がある。

対応

※平成27年度補正予算において実施

○現行の貸付限度額について、特に必要と認める場合に限り、1.5倍の額まで貸付可能とする。

例) 教育支援費 大学の場合：月額65,000円 → 97,500円

○延滞利率の引き下げ：（現行）年10.75% → 年5%

○卒業後に就職できない、または就職したが十分な収入を得られていない場合に、償還計画の見直しを行う。

○市町村民税非課税程度とされている貸付対象世帯の基準について、多子世帯等の場合には、その世帯の経済状況を十分に勘案した対応とする。

沖縄における居場所づくりと支援員の配置

生活を応援

現状

○沖縄の子供を取り巻く環境は、1人当たりの県民所得が全国最下位であり、母子世帯の出現率が全国1位であることなど、全国と比較して特に深刻な状況である。

参考データ

1人当たり県民所得—47位	完全失業率—1位	非正規の職員・従業員率—47位	母子世帯出現率—1位
離婚率—1位	高校進学率—47位	高校中退率—1位	大学等進学率—47位
若年無業者数—1位	不良行為少年補導数—1位	若年（15～19歳）出生数—1位	

課題

- 沖縄においては、保護者が就労等により夜間家にいないことが多く、昼間も全国に比べて高額な放課後児童クラブの利用料を支払えないため、日中及び夜間の子供の居場所の確保が急務であるとの指摘がある。
- 沖縄においては、生活保護等の行政の支援から取り残されている世帯が多いのではないかととの指摘がある。



対応

- 全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた事業を、**モデル的・集中的に実施**する。

居場所づくり

市町村において、子供の居場所を提供するNPO等を支援する。居場所では、地域の実情に応じ、**食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援**を行うとともに、年に数回程度、**キャリア形成等の支援**を行う。

- ・地域の実情に応じ、深夜まで開所することも想定。
- ・ひとり親世帯の子供に限定せず、居場所を必要とする子供を対象とする。

支援員の配置

市町村において、「子供の貧困対策支援員」を配置する。支援員は、子供の貧困に関する**各地域の現状を把握**し、学校や学習支援施設、居場所づくりを担うNPO等との**情報共有**や、子供を**支援につなげるための調整**を行う。また、支援員は、居場所の担い手を確保するなど、**新たな子供の居場所づくりの準備等**を行う。

概要

貧困の連鎖を防止するため、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減により、ひとり親家庭の子供が、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保する。

